

## 骨 子

主 文 : 本件各控訴を棄却する。

理 由 : 本件の一連の経過に関する原判決の事実認定については、論理則、経験則等に照らして不合理なところはなく、相当。

本件発電所の運転停止措置を講じるべき業務上の注意義務が認められないとした原判決の法的な評価も妥当。

以下、補足的に説明する。

- **長期評価は**、一般に納得可能な明確性をもって理由が提示されているとはいえず、前書きにも地震発生確率等には誤差を含むことに十分留意が必要という記載があり、その後発生領域及び発生確率の評価が C (やや低い) であると加筆され、当時の一般的な考え方や論文の状況からも受け入れる素地が十分にあったとは考えられず、中央防災会議や地方自治体の方針にも取り入れられていなかったことなどの理由から、**本件発電所の 10m 盤を超える津波が襲来するという現実的な可能性を認識させるような性質を備えた情報であったとは認められず**、直ちにこれに基づく対策を義務付けられるような波源モデルを提示するものとして受け止めなければならないといえるまでの具体性や根拠を伴うものであった、という証明は不十分である。
- 長期評価を基に、福島県沖等の日本海溝沿いの波源モデルとして明治三陸地震のものを設定し、**津波評価技術の手法によって想定津波水位を試算しても**、基本的な考え方の相違から**津波評価技術が予定しているものとは別の次元の不確実性を増幅するものとなるため**、そのような試算結果である最大約 15.7m などという数値も、そのような津波襲来について現実的な可能性があると認識させるような性質の情報であった、という証明は不十分である。
- **長期評価以外の知見等**についてみても、本件地震前に 10m 盤を超える津波が襲来する現実的な可能性を認識させるに足りる成熟したものがあったとは認められない。
- 被告人らの個別事情を検討しても、本件地震前に、本件発電所に 10m 盤を超える津波が襲来する現実的な可能性の認識があったことを認めることはできない。
- 本件の主たる争点は、本件発電所の運転を停止しなければならないという予見可能性・予見義務があったかであるが、運転そのものを停止する措置は回避策として重い選択で

あって、それに応じた予見可能性・予見義務もそれなりに高いものが要求されるというべきである。これまで述べたところから、本件発電所の運転を停止すべき義務に応じる予見義務を負わせることのできる事情が存在した、という証明は不十分である。

- 指定弁護士は、① 防潮堤など、② 建物開口部の防潮壁など、③ 水密扉などの設置に加え、④ 原子炉への注水・冷却の代替機器の高台での準備、という多重の措置を講じておけば、本件事故の結果は回避することができたなどとも主張する。

しかし、東京電力が得ていた試算結果によるシミュレーションと本件地震による実際の津波再現による結果では、津波の高さ、浸入方向、浸水深などが大きく異なり、**試算結果による対策を講じていたとしてもそれが実際に奏功したという証明はない。**

- その他、指定弁護士の主張についての主な判断

- ・ 指定弁護士は、原判決が、本件発電所の運転停止を義務付けるに足りる予見可能性の有無に絞って判断を示したのは誤りであると主張する。

しかし、指定弁護士は、原審の公判前整理手続で、防潮堤等設置等の措置を講じて完了させることで本件事故を回避できたと主張する予定はなく、これらの措置の着手から完了までの期間にかかわらず、防潮堤等設置等の措置を速やかに講じることはもちろん、完了するまでの間、本件発電所の運転停止措置を講じるべきであったと主張しており、このような主張ぶりを踏まえると、原判決が、本件発電所の停止義務を課すにふさわしい予見可能性を認めることができるかが本件の核心であり、判断を示すべき争点であると捉えたことは当然であるといえる。

- ・ 指定弁護士は、原判決が指摘する事情は、長期評価が客観的合理的に信頼性等に欠けると評価する根拠とはならないと主張する。

しかし、**原判決が長期評価の「信頼性」について論じている趣旨は、我が国有数の専門家が審議の上出した結論に信用が置けないということではなく、その内容が、結果の予見を義務付け、これによらなければ業務上過失罪が成立するというに足りるまでの十分な根拠等を伴うような性質の情報であったということについて合理的な疑いを超える証明がなされたといえるかどうかについての判断であると解される。**そのような性質の情報であったという指定弁護士の立証は不十分であると判断される。